

座談会

最高裁総務局・人事局・情報政策課  
との座談会

平成30年6月28日(木)開催

出席者		(※肩書きは開催時のもの)	
最高裁判所		日本裁判所書記官協議会	
総務局	第一課長 平城文啓	会長	谷川佳史
同	参事官 福家康史	副会長	宮下一次
同	第二課長 富澤賢一郎	副会長	継田剛史
同	第三課長 二本柳聰	事務局長	岡田隆正
人事局	総務課長 和波宏典	総務部長	谷口典子
同	能率課長兼公平課長 鷺野勝之	経理部長 企画調査部長	渡部明美 川島洋一
情報政策課情報セキュリティ室長 兼参事官 吉田智宏		企画調査部副部長	浅野良児

テーマ

【総務局】

- 1 書記官事務の整理について
  - (1) 取組の現状及び課題について
  - (2) (1)を踏まえた今後の方向性について
- 2 分野ごとの事件動向と書記官事務の状況等について
  - (1) 民事・行政関係
    - ア 最近の民事事件の動向
    - イ 法改正等

ウ 判決原本等の国立公文書館への移管について

(2) 刑事関係

ア 最近の刑事事件の動向

イ 法改正等

ウ 裁判員制度の実施状況等について

(3) 家事関係

ア 最近の家事事件の動向

イ 法改正等

ウ 家事事件における書記官事務の状況

(ア) 家事事件全体について

(イ) 成年後見関係事件について

エ 子奪取条約実施法について

(4) 少年関係

ア 最近の少年事件の動向

イ 法改正等

(ア) 被疑者国選弁護制度の対象事件の拡大について

(イ) 少年法の適用対象年齢の引下げに関する議論について

3 書記官事務に関する最近の動向について

(1) 書記官事務における秘匿情報の取扱いについて

(2) 裁判所を利用する障害者への配慮について

4 書記官事務の今後（民事裁判手続のIT化）について

【人事局】

1 書記官の任用上の問題について

(1) 働き方の見直しの取組状況

(2) 管理職員の登用状況について

(3) 再任用の状況について

2 書記官の人材育成について

【情報政策課】

1 各種裁判事務支援システム（MINTAS, KEITAS）の稼働状況等について

(1) MINTASについて

ア 稼働状況

イ 家事事件におけるMINTASを使用する際の工夫例

(2) KEITASの稼働状況について

2 情報セキュリティについて

3 裁判所の統計について

### ■座談会内容

平成30年6月28日、最高裁判所事務総局総務局、人事局及び情報政策課と日本裁判所書記官協議会とで、上記テーマについて、座談会を行いました。

その内容は、次のとおりです。

#### 【総務局】

##### 1 書記官事務の整理について

###### (1) 取組の現状及び課題について

書記官事務の整理が始まってから6年目を迎え、あるべき書記官事務の姿を裁判所全体で共有し、裁判手続に真に必要な書記官事務が合理的に遂行される状態を将来にわたって確保することを目指すものであるということや、裁判官と書記官とが、裁判手続はどうあるべきか、それを支える書記官事務はどうあるべきかを常に意識しながら、日々の執務の中にある何気ない事柄をきっかけに、各職場における日常の事務の中で書記官事務を検討し、当該事務が根拠や目的を踏まえた合理的な事務となっているかを再確認したり、更には実際の事務改善につなげていく必要があることについての理解が進んできているように思われます。

今後、日々の執務の中での実践を更に進めていくためには、裁判官と書記官とが情報を共有し連携を図ることができるよう日常の事務の中で双方向の議論を行うことが極めて重要です。書記官事務は裁判手続を支えるものですから、書記官事務に関する検討は、裁判官の目指す裁判、質の高い裁判の実現のために必要なものであり、書記官だけの問題にとどまるものではないからです。

しかし、書記官が裁判官と事務処理の方針について話し合うことはできつつあるものの、裁判官から結論だけを聞いて満足してしまっていたり、自ら進んで裁判官に対して妥当と考える事務処理方針を述べることを躊躇したりするなど、双方向の議論にまで至っていないのが現状ではないかと思われます。

###### (2) (1)を踏まえた今後の方向性について

このような現状の下、双方向の議論を実現するためには、日々の執務の中でふと生じた疑問について、根拠にあたって、どうしてそのような定めになっているのか、その根拠が定められた目的、趣旨や背景事情を確認し、疑問に感じた事務処理について、根拠や目的を踏まえてどのように処理すべきか、自分の考えを裁判官に伝えていくことが必要です。

また、当然のことながら、書記官室においても、日々の執務の中で気づきや違和感を感じたら、主体的、積極的に、他の書記官を巻き込んだ議論を行うとともに、主任書記官を中心とした書記官室全体で根拠や目的を踏まえた議論を重ね、あるべき書記官事務についての検討を地道に続けていくことも必要となります。

先ほど述べたように、日々の執務の中で感じた何気ない事柄をきっかけに、根拠、目的等を確認し、書記官同士や裁判官との間で、職種の違いや経験年数などにかかわらず自由に意見を述べ合い、日常の議論や検討が積み重ねられることで、書記官事務の整理の考え方が浸透して、その実践が更に進み、その結果、各職場において真に必要な書記官事務が合理的に遂行されることになり、質の高い裁判の実現につながると考えています。

最高裁としては、引き続き粘り強く書記官事務の整理の考え方の浸透や実践に向けて働き掛けを行っていきたいと考えています。

## 2 分野ごとの事件動向と書記官事務の状況等について

### (1) 民事・行政関係

#### ア 最近の民事事件の動向

最近の民事事件の事件数の動向について、平成29年の全国の新受件数は、全体としては平成28年からわずかに増加しています。

地裁の訴訟事件（15万4100件、前年比-約1.05%）については、平成28年からわずかに減少していますが、簡裁の訴訟事件（34万6662件、前年比+約2.73%）については、わずかに増加しています。なお、平成21年までの地簡裁の訴訟事件の増加の大きな要因であった不当利得返還請求事件は終息に向かいつつあると言えます。

そのほか、平成15年をピークに減少していた破産事件（7万6015件、前年比+約5.81%）は平成28年から増加に転じていますが、平成22年に減少に転じた不動産執行事件（2万1969件、前年比-約6.55%）は引き続き減少しています。

#### イ 法改正等

民法の改正については、債権関係の規定について、約200項目にわたり見直した民法の一部を改正する法律が、平成29年5月26日に成立しました。改正法は、一部の規定を除き、平成32年4月1日から施行されます。

次に、民事執行法の改正については、法制審議会（総会）において、「民事執行法の改正に関する諮問について」が議題とされ、平成28年9月12日に、法務大臣から法制審議会に対し、民事執行法の見直しが諮問されました。同年11月以降は、法制審議会民事執行法部会が毎月1回程度開催されており、①債務者財産の開示制度の実効性の向上、②不動産競売における暴力団員の買受け防止の方策、③予の引渡しの強制執行に関する規律の明確化等について議論されています。法務省によると、できるだけ早期の法案提出を目指すとのことです。

また、会社法の改正については、法制審議会（総会）において、平成29年2月9日に、法務大臣から法制審議会に対し、会社法（企業統治等関係）の見直しが諮問されました。同年4月以降は、法制審議会会社法（企業統治等関係）部会が毎

月1回程度開催されており、①株主総会に関する手続の合理化や役員に適切なインセンティブを付与するための規律の整備、②社債の管理の在り方の見直し、③社外取締役を置くことの義務付けなど、企業統治等に関する規律の見直しについて議論されています。なお、平成30年2月に同部会で取りまとめられた中間試案についてパブリックコメントが行われました。

#### ウ 判決原本等の国立公文書館への移管について

最高裁判所においては、公文書等の管理に関する法律第14条（旧国立公文書館法第15条）の規定により平成21年8月5日に内閣総理大臣と最高裁長官との間で締結された申合せ等により、保存期間が満了した裁判文書のうち歴史資料として重要なものである①民事事件（民事訴訟事件、行政訴訟事件及び人事訴訟事件）の判決原本等、②事件記録等保存規程第9条第2項により特別保存に付されている民事事件の事件記録等及び③大審院時代（裁判所法の施行の日（昭和22年5月3日）前）に備え付けられた帳簿諸票を国立公文書館へ移管することとされています（③については、平成25年の申合せ等の改定により、新たに移管することとされました。）。

上記申合せ等を受けて平成22年2月1日に策定された移管計画（第1期）により、平成24年度までに、①及び②のうち全ての裁判所の昭和30年までに完結した事件に係るものが移管され、平成25年6月26日に策定された移管計画（第2期）により、平成29年度までに、①及び②のうち昭和37年までに完結した事件に係るもの及び③のうち保存終了の日が平成24年以前の民事事件の事件簿が移管されました。平成30年度以降については、平成29年11月21日に策定された移管計画（第3期）により、①及び②のうち昭和42年までに完結した事件に係るもの及び③のうち保存終了の日が平成29年以前の民事事件の事件簿が移管されることになっており、平成30年度は最高裁判所及び名古屋高等裁判所管内のものの移管が予定されています。

#### （2）刑事関係

##### ア 最近の刑事事件の動向

最近の刑事事件の事件数を見ると、平成29年の刑事訴訟事件の新受人員は、高等裁判所が5976人（前年比-約2.4%）、地方裁判所が6万8830人（前年比-約4.3%）、簡易裁判所が24万9651人（前年比-約7.4%）（うち略式事件数は24万2970人）となつておらず、刑事事件全体として新受事件総数は減少傾向にあります。

##### イ 法改正等

法改正関係では、平成28年6月3日に公布された刑事訴訟法等の一部を改正する法律が、同日から段階的に施行されていますが、施行された部分について規則や通達の改正等の手当てを行ったほか、未施行となっている部分も書記官事務に影響する見込みであることから、こちらについても同様に所要の手当てを行う予定です。

#### ウ 裁判員制度の実施状況等について

平成21年5月21日の裁判員法施行後、平成30年3月末までの裁判員裁判対象事件の新受人員の累計は1万2886人であり、罪名別の内訳で見ると、強盗致傷事件2987人、殺人事件2809人、現住建造物等放火事件1273人などとなっています。また、判決で終局した人員（裁判員法3条1項に基づく除外決定のあった人員は除く。）は1万822人であり、このうち否認事件は4906人となっています。

平成29年の裁判員裁判で裁判員に選ばれた方は5536人です。裁判員を経験された方に対するアンケート結果によりますと、審理の内容のわかりやすさは例年ほぼ同程度の評価を得られています。また、評議における議論の充実度についての評価は年々上がっており、裁判所職員の対応、裁判所からの情報提供、裁判所の設備などに対する全体的な印象については、引き続き多くの方から適切なものであると評価していただいている。

裁判員制度は、施行後9年が経過しましたが、国民の熱心な協力の下、これまでのところ概ね順調に運営されています。裁判員を経験された多くの方々から、裁判員として裁判に参加したことは良い経験であったと高く評価していただいている方で、様々な課題も明らかになってきており、今後も制度導入の理念や刑事裁判の基本的なありよう常にたち返りつつ、検証、改善の努力を続けていくことが必要です。また、今後も更に広く裁判所や裁判員制度についての理解を深め、裁判所を身近なものと感じていただくため、引き続き、各府の実情に応じて、これまでの経験、実績も適宜活用しながら、出前講義等の広報活動により国民に積極的に働き掛けていくとともに、このような機会に裁判員制度に対する国民の生の声を聴き、組織的に裁判員制度の運用の改善に役立てていくことも重要です。

#### (3) 家事関係

##### ア 最近の家事事件の動向

平成29年における家庭裁判所の家事・訴訟等事件総数の新受件数は、105万187件（前年比+約2.7%）となっており、平成26年にそれまでの増加傾向から減少に転じたものの、平成27年から再び増加に転じ、平成28年以後100万件を超えていきます。その主な内訳を見ると、家事審判事件は86万3886件（前年比+約3.4%）、家事調停事件は13万9274件（前年比-約1%）、人事訴訟事件は9827件（前年比-約1.8%）と、依然として家事審判事件の新受件数の増加率が高い状況となっています。家事審判事件の増加の主な要因としては、後見等監督処分事件及び後見人等に対する報酬付与事件を中心に、依然として後見関係事件の増加傾向が続いていることが挙げられます。

また、いわゆるハーゲ条約の締結に伴う国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律（以下「子奪取条約実施法」という。）に基づく子の返

還申立事件の新受件数は、平成26年（施行された4月以降）が9件、平成27年が26件、平成28年が25件、平成29年が12件（うち、平成27年は4件、平成28年は2件、平成29年は1件が移送件数であるため、当事者から申し立てられた子の返還申立事件は、それぞれ22件、23件及び11件です。）となっています。

#### イ 法改正等

家事事件に影響する法改正の動向としては、人事訴訟事件及び家事事件の国際裁判管轄に関する規律等の整備について、平成30年4月18日、人事に関する訴えや家事事件について日本の裁判所が管轄権を有する場合等を定める人事訴訟法等の一部を改正する法律が成立しました。改正法は、同年4月25日に公布され、公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行されます。

次に、土地の相続に関して協議が整わないなどの理由によって相続登記がされず、行政機関等が公共事業のために用地を取得しようとするなどしても、所有者の意向が確認できないためこれを行うことができず、問題が生じているとの指摘が、近年数多くされていました。これを受け、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法案が平成30年3月9日に国会に提出され審議されていましたが、同年6月6日に成立し、同月13日に公布されました。この法律は附則により一部の規定を除き公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行されます。

同法には、土地収用法の特例などとともに、民法の特例として、所有者不明土地がある場合には不在者財産管理人及び相続財産管理人の選任申立権を市町村長等に付与する内容も含まれています。

また、民法の成年となる年齢を18歳に引き下げる等を内容とする民法の一部を改正する法律が同日成立しました。同法は附則により平成34年4月1日から施行されます。

この外、相続が開始した場合における配偶者の居住の権利の新設など民法の相続に関する規律を見直した民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律案が平成30年3月13日に国会に提出され審議されています。これらの法改正の動向については、引き続き各府に對して必要な情報提供を行う予定です。

#### ウ 家事事件における書記官事務の状況

##### （ア）家事事件全体について

家庭裁判所には家事法に基づく手続の適切かつ円滑な運用を行うことが求められており、特に、家事法制定の趣旨を踏まえて設けられた子の意思の的確な把握・考慮、手続の透明性確保のための制度の適切な運用、テレビ・電話会議の更なる活用、調停に代わる審判の活用などの重要性が増していると考えられます。

また、家事法の下における家事調停事件においては、その紛争解決機能の強化

が求められており、裁判官のみならず、書記官、家裁調査官、調停委員等の関係職種が問題意識を共有し、それぞれの役割を適切に果たしていく必要があります。家事事件を担当する裁判官を始めとする関係職種が参加した平成29年度家事事件担当裁判官等協議会においては、家庭裁判所全体の紛争解決機能の強化という観点から、夫婦関係調整（離婚）調停事件の更なる充実及び面会交流に関する取組をテーマに、調停運営に関する課題について議論が行われ、協議の結果については、家庭局から全庁に対し還元されたところです。

最高裁判所においては、引き続き、協議会等を通じて各庁の実情把握に努めるとともに、必要に応じて適切な情報提供を行っていきたいと考えています。

また、東京家庭裁判所から提供を受けた家事事件及び人事訴訟事件を担当する裁判官に向けて作成された標準的な家事審判書等の記載例集を家事・少年情報データベース（Famil☆in）に掲載しました。同記載例集は家事事件及び人事訴訟事件を担当する書記官にとっても参考になると思われますので御活用ください。

#### (イ) 成年後見関係事件について

平成29年における成年後見関係事件（後見開始等、保佐開始等、補助開始等及び任意後見監督人選任事件）の新受件数は、4万6213件と、前年比で約4.8%増加しており依然として高水準で推移しています。また、平成29年3月に成年後見制度利用促進基本計画（以下「基本計画」という。）が閣議決定され、政府において基本計画の趣旨を踏まえた制度の利用促進に向けた取組が進められているところ、平成30年3月に中核機関の設置に向けて地方自治体が検討すべき事項等を説明した地域における成年後見制度利用促進に向けた体制整備のための手引きが公表されました。さらに、平成30年度においては、市町村が中核機関の運営に要する費用等について地方交付税措置が講じられる見込みであるなど、地方自治体に対する財政的・技術的支援がなされることにより、多くの地方自治体における取組が加速していくものと思われます。制度の運用を担う家庭裁判所としても、政府等の取組を踏まえ、引き続き地方自治体や専門職団体等と意見交換をするなどして連携を図ることが制度の円滑な運用を確保するという観点からも重要になると考えられるところ、最高裁としても各庁の取組が円滑に進められるよう、今後も、行政府省等の取組状況について、隨時情報を提供するとともに、裁判所が行うべき後見監督の在り方と地方自治体や専門職団体の役割を踏まえた各地の検討状況や先進的な取組を各庁に還元するなどして、必要なサポートをしていきたいと考えています。

一方、後見人等が不正行為を行い、逮捕、起訴され、実刑判決を受けた事例が報道されるケースも後を絶たない状況にありますが、平成27年以降、不正件数及

び被害金額は共に減少を続けており、平成29年1月から12月までの間に全国の家庭裁判所から報告された後見人等による不正事案は前年比約41%減の294件、被害総額は前年比約45%減の約14億4000万円といずれも減少しています。

これは、不正防止に向けた裁判所の取組が一定の効果を上げていることによるものと考えられますが、家庭裁判所において後見人等による不正行為に適切に対処しつつ、専門職後見人等の関与や後見制度支援信託等の積極的活用を進め、更なる不正防止策の充実を図っていくことが喫緊の課題であることに変わりはありません。導入後6年余りが経過した後見制度支援信託については、平成24年2月1日から平成30年2月末日までの間の全国の利用件数は2万1779件と利用の拡大が進んでおりますが、今後も支部や出張所を含め、更なる活用に向けた取組を継続することが重要と考えています。

なお、基本計画の閣議決定を受けて、一部の地域金融機関においては、後見制度支援信託に並立・代替する預貯金の取扱いが開始されています。本年3月には関係府省と金融関係団体が参加して開催されてきた「成年後見制度における預貯金管理に関する勉強会」の成果が取りまとめられたところであり、今後、更に同種の預貯金を取り扱う金融機関が広がることも予想され、このような不正防止効果のある金融商品も含めて、積極的に活用することによる各府の不正防止に向けた取組が期待されます。

また、各府においては、累増する後見等監督処分事件等について実効的かつ合理的な事件処理を図る観点から、家庭裁判所が果たすべき必要かつ十分な後見等監督について認識の共有化を図りつつ、後見等監督の在り方の見直しの必要性、有効性等についての検討・取組が進められてきたところです。後見事件担当裁判官や書記官が参加した協議会や研究会においては、後見等監督の在り方に関する取組を序として継承していく方策等について、具体的な議論が行われました。

最高裁判所においては、今後も各府の取組を支援するため、各種協議会等を通じて各府の実情把握に努めるとともに、必要に応じて適切な情報提供を行っていきたいと考えています。

## 二 子奪取条約実施法について

子の返還申立事件の第一審における管轄については、東京家裁と大阪家裁に集中しますが、子奪取条約実施法に特則が設けられた家事事件の手続に関しては、全国の家庭裁判所に影響があります。

最高裁判所においては、運用上の支障が生じないように、中央当局である外務省を始めとする関係機関との間で必要な協議を行うとともに、東京家裁、大阪家裁のほか、抗告審となる東京高裁及び大阪高裁との間で意見交換を行っています。

また、東京家庭裁判所から提供を受けた「子の返還調停・調停条項例」を家事・

少年情報データベース (Famil☆in) に掲載しています。この条項例は、子の返還申立事件はもとより同法の適用がない面会交流申立事件で一方当事者が遠隔地に居住している場合においても参考となる情報が含まれていますので、御活用ください。

#### (4) 少年関係

##### ア 最近の少年事件の動向

少年保護事件の新受人員は、平成14年（28万1638人）以降減少し、平成29年は前年比約10.5%減の7万3353人となっていますが、再非行少年の割合は依然として高く、少年審判の機能を更に強化し、複雑多様な事件を適正に処理することが求められています。家庭裁判所の少年審判において教育的機能を發揮し、少年審判の機能をより一層充実させて再非行防止を図るために、平成29年度の少年実務研究会においては、裁判官、書記官及び家裁調査官の三職種がそれぞれの設置根拠や役割、機能、各職種の関係性といった視点から検討し、少年審判手続全体を通じて、三職種がどのように連携すべきかについて実践的な議論が行われました。

##### イ 法改正等

###### (ア) 被疑者国選弁護制度の対象事件の拡大について

刑事訴訟法の改正により、平成30年6月1日から、被疑者の国選弁護制度の対象が、被疑者が勾留された全事件に拡大されたことに伴って、少年法第17条第1項第2号の観護措置が勾留とみなされる場合に国選弁護人選任請求権の告知等を行う事件が、全事件に拡大されました（他方で、少年法第22条の3第2項の裁量による国選付添人制度の対象事件の範囲に変更はありません。）。

###### (イ) 少年法の適用対象年齢の引下げに関する議論について

平成28年12月に、法務省の「若年者に対する刑事法制の在り方に關する勉強会」が、少年法適用対象年齢の引下げや引き下げられた場合の若年者に対する刑事政策的措置について取りまとめた報告書を公表し、同報告書による検討結果を踏まえ、平成29年2月9日に開催された法制審議会総会において、少年法における「少年」の年齢を18歳未満とすること並びに非行少年を含む犯罪者に対する処遇を一層充実させるための刑事の実体法及び手続法の整備の在り方並びに関連事項について諮問がされるとともに、少年法・刑事法（少年年齢・犯罪者処遇関係）部会の設置が決定され、同年3月から、同部会において、諮問事項に関する審議が行われています。

審議の進め方について、少年法適用年齢の引下げの当否を議論する前提として、犯罪者に対する処遇の議論を進めること、この議論に当たり、三つの分科会を設けてそこで検討すべき課題を整理し、その結果を適宜部会に報告して審議することが決められました。そのうち、第2分科会では、仮に少年法適用の年齢が

18歳未満となった場合に、18歳及び19歳の者が保護処分の対象から外れ、何の措置も受けない者が生じる可能性があることから、比較的軽微な罪を犯した18歳及び19歳の者に対し、家庭裁判所において、現在の少年審判手続と類似の審判手続を経て、改善更生に必要な措置等を行うことが議論されており、これに伴う種々の手続につき、その要否、在り方等が検討されています。

法改正や議論の動向については、引き続き各府に對して必要な情報提供を行う予定です。

### 3 書記官事務に関する最近の動向について

#### (1) 書記官事務における秘匿情報の取扱いについて

裁判所が秘匿すべきであると判断した情報（以下「秘匿情報」という。）については、これまでも、各府において、申合せや事務処理要領等（以下「申合せ等」という。）を作成するなどして、適切な管理に向けた取組を進めていたところですが、秘匿情報が裁判所の意図に反して流出した場合には、裁判所に対する国民の信頼を著しく損なうなどの重大な結果をもたらします。

したがって、各書記官においては、秘匿情報の取扱いに関する申合せ等の内容を確認して丁寧な事務処理に努めていただく必要がありますが、日々の執務において、例えば、当事者から想定外のタイミングで急を要する秘匿情報を含む事件記録の閲覧照写申請がされたり、期日中に秘匿を希望している当事者から秘匿情報が含まれる書面がその写しとともに提出されるなど、その場で申合せ等の内容を十分に確認する時間を確保することができない場合もあると思います。

このような事態に対しても適切に対応するためには、日頃から、秘匿情報の取扱いに関する申合せ等を詳細に確認してその内容をしっかりと理解しておくことは当然ですが、それに加えて、閲覧照写及び当事者への書面の送付（以下「閲覧照写等」という。）に関する規範にも十分に目を通し、①閲覧照写等に供する場面において、裁判所が秘匿情報をマスキング（黒塗り）することができるか、②その場合の判断権者は誰になるのか、③マスキング（黒塗り）をすることができない場合には、どのような当事者対応が必要になるのかなど、各種の場面で問題となり得る事項をあらかじめ検討しておくことが必要になります。

さらに、①秘匿情報として取り扱う可能性が類型的に高い情報にはどのようなものがあるのか、②それらの情報が、どのような場面で、どのような形で裁判所に提供されるのか、③秘匿情報が流出するおそれの高い場面はどのようなものであるかなど、秘匿情報の流出に備えてあらかじめ具体的な検討をしておくことも、いざという時に適切に対応する上で有用であると考えます。

最高裁では、これまで複数回にわたり、秘匿情報の適切な管理のために参考にな

ると思われる工夫例等をまとめた事務連絡（平成25年6月28日付け、平成26年9月24日付け、平成27年9月17日付け、平成28年4月26日付け、同年10月12日付け、平成29年2月22日付け各事務連絡）を発出してきたところですが、平成29年度には、刑事事件の公判における犯罪被害者等への配慮の重要性と刑法の一部を改正する法律（平成29年法律第72号）についての衆議院法務委員会及び参議院法務委員会の各附帯決議の趣旨を踏まえ、刑事事件及び少年事件を担当する各庁における、犯罪被害者等の置かれた立場等を考慮した対応を求めた平成29年7月10日付け刑事局第二課長及び家庭局第一課長事務連絡「刑法の一部を改正する法律の留意点等について」、閲覧・謄写禁止の措置をとった証人等の氏名等が記録媒体に動画として記録されており、閲覧・謄写に供するために当該禁止部分を消去することとした際の処理をまとめた平成29年8月25日付け刑事局第二課長、家庭局第一課長及び総務局第三課長事務連絡「刑事訴訟法299条の6第2項若しくは第3項又は少年審判規則7条4項等の規定により閲覧・謄写を禁止した氏名等が動画として記録されている場合の取扱いについて」、氏名につき代替的呼称等の開示措置がとられた証人等に係る証拠調べ請求等に関する取扱いについての各庁の検討例をまとめた平成29年10月5日付け刑事局第二課長事務連絡「氏名について代替的呼称等の開示措置がとられた証人等に係る証拠調べ請求等に関する取扱いについて」をそれぞれ発出し、平成30年度には平成29年2月22日付け刑事局第二課長事務連絡の別紙部分を改訂しましたので、事務の参考にしていただきたいと思います。

## (2) 裁判所を利用する障害者への配慮について

平成28年4月1日から「裁判所における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」が実施されています。この要領は、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の趣旨を踏まえ、裁判官を含む裁判所の職員が事務を行うに当たり、障害を理由とする不当な差別的取扱いをすることなく、また、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思表明があった場合に合理的な配慮を行うことができるよう定められたものであり、裁判官及び書記官が裁判事務を行うに当たっても、この要領の趣旨に沿った手続を実現していただく必要があります。

また、平成28年8月1日に施行された発達障害者支援法の一部を改正する法律においては、司法手続における配慮規定が新設されたほか、裁判に関する業務に従事する者に対して、発達障害に関する理解を深めるための研修を実施することその他の必要な措置を講じる旨が定められました。発達障害は、障害の困難さが目立つものの、周囲から理解されにくい障害であるとされており、このような障害の特性に留意しつつ、新設された上記規定や、対応要領を踏まえ、個々の発達障害者の特性に応じた適切な配慮を検討・実施する必要があります。

書記官は受付担当者又は担当書記官として、障害者から合理的配慮の要望等を受け

ることも多いと思います。障害のある方から要望等があった場合に、どのようなことが合理的配慮として求められるかといったことは、個々の事案や時々の状況によって大きく異なること、代替措置の選択も含め、双方の建設的対話による相互理解を通じて、必要かつ合理的な範囲で、柔軟に対応がなされるものであることを意識した適切な対応が求められます。また、考えられる対応策については、裁判官や事務局とも十分に情報共有し、相談・協議を行っていただきたいと思います。

#### 4 書記官事務の今後（民事裁判手続のIT化）について

民事裁判手続のIT化については、政府において、内閣官房に「裁判手続等のIT化検討会」を設置して検討が行われてきたところであり、最高裁としても、同検討会にオブザーバーとして参加し、民事裁判手続のIT化についての基本的なスタンス等を説明してきました。同検討会における議論の取りまとめは既に公表されており（J-NETポータルにも掲載）、平成30年4月17日付け民事局長書簡でもその概要を説明しているところですが、今後は、この取りまとめを踏まえ、法務省において、必要な法整備の実現に向けて検討・準備が進められる予定であり、裁判所としても、それに対応しつつ、運用の検討や環境整備を迅速かつ着実に進めていくことになります。

民事裁判手続のIT化は、従来の枠組みにとらわれることなく、より良い民事訴訟のプラクティスの在り方を検討し、裁判の質の更なる向上を図る重要な契機となるべきものと考えられます。そして、民事裁判手続のIT化やそのプラクティスを検討するに当たっては、書記官事務を含めた裁判手続全体の考察が不可欠ですから、将来の裁判所を担う裁判官、裁判所書記官その他の職員による積極的な議論への参加が期待されるところです。

### 【人事局】

#### 1 書記官の任用上の問題について

##### (1) 働き方の見直しの取組状況

今後、男女を問わず、育児や介護等の家庭事情を有する職員がより一層増加することが見込まれる中、個々の職員がワーク・ライフ・バランスを実現し、活力ある生産性の高い職場とすることで、組織全体としてのパフォーマンスを向上させていくためには、超過勤務削減に止まらず、職場全体における働き方を見直していくことが重要であると認識しており、これまで発行した「ハタラク時報」では、仕事と育児等を両立する職員の姿等を取り上げたところですが、今後とも「ハタラク時報」を通じて「働き方改革」の意義や必要性等について広く職員に周知するほか、管理職員向け研修等の機会を通じて管理職員の意識啓発も図りたいと考えています。

なお、裁判所特定事業主行動計画においても、「効率的な業務運営やワーク・ライフ・バランスに資する取組について適切に人事評価に反映する。」と定めていることも踏まえ、引き続き職員へ意識付けをしていきたいと考えています。

また、フレックスタイム制についても制度利用が進んでいると認識しているところですが、職員が柔軟な勤務形態を選択できることにより仕事と育児や介護等との両立を推進するとともに、より一層働きやすい勤務環境の整備を進め、公務能率の一層の向上を図っていきたいと考えています。

#### (2) 管理職員の登用状況について

管理職員選考についてですが、現在は、全ての高裁において公募による選考が実施されています。これにより、主任書記官の果たすべき役割がこれまで以上に重要になっている中で、性別や年齢に問わらず、意欲と能力のある職員を公平で透明な手続によって広く登用しているものと認識しています。また、公募制によることで、子どもの養育など自らのライフサイクルを踏まえて、いつごろ選考を受験するかということを自ら選択することが可能であることから、男女共同参画社会における女性の主任書記官の積極的登用のみならず、仕事と生活の調和にも資するものとなっていると考えています。

女性職員の登用については、着実に進んでいるものと考えていますが、上位官職に占める女性職員の割合が他の役職段階や各職種全体に占める女性職員の割合よりも低いことを踏まえ、登用の障害となっている事由をできる限り個別具体的に把握・分析し、その解消に当たってもきめ細かな対応に努めていきたいと考えています。

#### (3) 再任用の状況について

国家公務員の雇用と年金の接続について平成25年3月26日に閣議決定があり、同閣議決定においては、平成25年度以降、公的年金の報酬比例部分の支給開始年齢が段階的に60歳から65歳へと引き上げられることに伴い、無収入期間が発生しないよう、当面、定年退職する職員が公的年金の支給開始年齢に達するまでの間、再任用を希望する職員については再任用するものとしていることで、国家公務員の雇用と年金を確実に接続することとされています。

裁判所に対しては、上記閣議決定の効力が直接及ぶものではありませんが、裁判所においても、同閣議決定の趣旨を踏まえて、裁判所職員の雇用と年金が確実に接続されるよう、再任用を行っていくこととしています。

したがって、定年退職する職員が公的年金の支給開始年齢に達するまでの間については、再任用を希望する職員が国家公務員法上の欠格事由や分限免職事由に該当しない限り再任用を行っています。

また、今後、公的年金の報酬比例部分の支給開始年齢が段階的に引き上げられ、定年退職後に無収入となる期間が伸びることから、再任用希望者（任期の更新希望者を

含む。) が増加し、それに伴って再任用前の勤務地以外の場所での再任用を希望する者も増加していくことが予想されます。このため、再任用者の任用配置に当たっては、他の地家裁管内での再任用を希望した者の勤務地の調整や、再任用希望が小規模庁に集中した場合の勤務地の調整、さらには現役職員の異動ローテーションとの調整等、種々困難な問題に直面するものと思われますので、最高裁としても各高裁と緊密な連携を図りながら適切な対応を行っていきたいと考えています。

## 2 書記官の人材育成について

裁判所が国民から期待されている使命を果たしていくためには、書記官においても、民事、刑事、家事及び少年の各分野において、裁判官との協働態勢の下、他の職種とも相互に意思疎通を図り、連携を強化していくとともに、裁判所を利用する人々の多種多様な問題を適切に解決するため、職務遂行能力の向上を図り、適正かつ迅速な手続運営に積極的に関わっていくことが求められます。

裁判所では、これまで司法制度の充実強化に資する人材の育成に取り組んできたところですが、社会情勢の目まぐるしい変化の中、近時、裁判所に提起される紛争も複雑困難化の度合いを深めていることなどから、事件の適切な解決を通じて裁判所がその役割を十全に果たしていくため、職員一人一人が能力を伸長できる人材育成の重要性が高まっていると言えます。

これからの人材育成の取組は、これまで組織としてどのような人材を育成すべきかという育成の目標が明確な形で共有されてこなかったという問題意識から、OJTが効果的に行われるための仕組みとして構築されたものです。この取組は、各職員の自己研さんを組織的にバックアップするものであり、職員の主体的な関与の下、職員それぞれが意欲的に取り組めるよう、OJT担当者と職員との間で、取り組むべき課題や目標について十分な意見交換を行うことが当然の前提となっているものです。その上で、OJT担当者とその上司や裁判官らとの間でも十分な意見交換を行い、必要な情報提供を図ることを通じて、計画的かつ継続的な取組が組織的に実践されるものと考えております。

今後は、このような取組等を通じて、法律専門職である書記官が誇りと自信を持って執務に精励できるように、人材育成の充実に取り組んでいきたいと考えています。

### 【情報政策課】

#### 1 各種裁判事務支援システム (MINTAS,KEITAS) の稼動状況等について

##### (1) MINTASについて

###### ア 稼動状況

民事裁判事務支援システム (MINTAS) は、現在、全国の高等裁判所、地方裁

判所及び家庭裁判所において稼動しています。

平成27年7月以降、順次、全国の家庭裁判所に導入され、家事分野の業務にも利用されることとなり、MINTASの取り扱うデータ量も大幅に増加しましたが、平成28年12月には、MINTASのサーバ機器等を新たなものに更改して、メモリの増強などを実施しました。こうした措置によって、ログインや等の速度が向上しており、現在に至るまで安定的に稼動しています。

また、法改正に対応するための改修だけでなく、統計報告及び保管金事務処理の正確化のための改修を行うなど、ユーザーにとって利用しやすいシステムになるよう努力しています。今後も迅速かつ必要な対応を行うことで、安定的に稼動できるよう引き続き努力していきたいと考えています。

#### イ 家事事件におけるMINTASを使用する際の工夫例

についての照会に対して各家庭裁判所で回答するに当たっては、で適宜を設定してを実行していると思われます。この回答には正確性が求められるため、複数の方法を試みて漏れがないかを確認する必要があると思いますが、を行うによってはに時間が掛かってしまうこともあります。そこで、MINTASの「よくある質問と回答」の「家庭裁判所でのMINTAS利用に当たっての運用例」(項番9)では、の正確性の担保及びの効率化の観点から、ユーザが試みることができる複数のパターンでを実現する方法やでを実現する場合の例等)を紹介していますので、参考にしてください。

また、を行う後見関係事件や財産管理事件、相続人が多数の相続放棄事件等においては、を行い、することがあるかと思います。その際、してしまうなどして、が分からなくなってしまった場合には、において等をすることができます。本機能は平成29年度に実施した改修により追加したものですので、ぜひ活用してください。なお、本機能を利用するに当たっては、「オンラインヘルプ」、「MINTAS利用上の工夫例等について」(項番6)及び「家庭裁判所でのMINTAS利用に当たっての運用例」(項番15)を参考にしてください。

#### (2) KEITASの稼動状況について

刑事裁判事務支援システム(KEITAS)は、全国の地方裁判所において稼動しており、各庁における通常業務及び当直業務を行うに当たって利用されており、安定的に稼動しています。

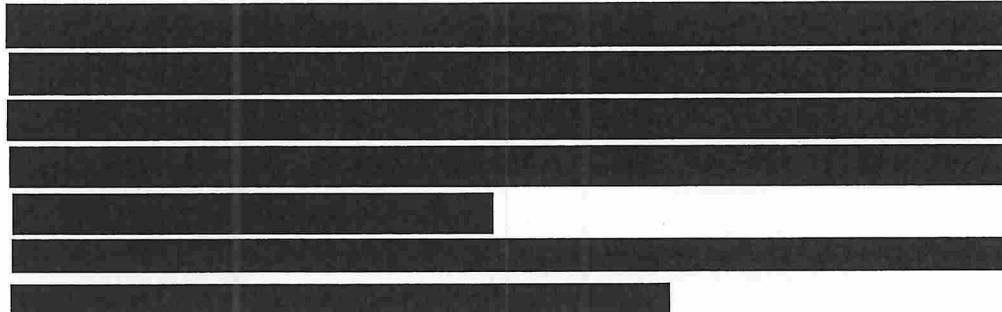
また、法改正に伴って必要な機能、画面及び帳票の改修を行ったり、法改正後の操

作にも対応できるようにオンラインヘルプ機能の充実を図っています。

さらに KEITAS を利用する際に必要な端末設定を実施できるツール（端末設定確認ツール）をバージョンアップするなど、ユーザにとって利用しやすいシステムになるよう努力しています。

## 2 情報セキュリティについて

「サイバーセキュリティ基本法」制定後、政府のサイバー攻撃に対する態勢整備が進められている中、平成27年5月の日本年金機構において標的型メール攻撃を起因とする情報流出事案が発生し、結果として約125万件の個人情報が流出するなど、国民の関心を集めました。平成28年3月には、JTBでも標的型攻撃を起因とする約793万件の個人情報流出事案が発生しました。また、昨年5月には、世界規模のランサムウェアによるサイバー攻撃が発生するといった新たな脅威も発生するなど、外部からの攻撃による脅威はますます高まっています。



一方で、職員の情報セキュリティに対する意識の欠如に起因する情報セキュリティインシデント事案やインシデントに発展しかねない情報セキュリティポリシー違反は引き続き発生しており、情報セキュリティに対する職員への意識付けの強化をしていくことは依然として裁判所の重要な課題の一つであると認識しています。

情報セキュリティインシデントの中でも組織に対して深刻なダメージを与えるかねない事案は、情報漏えい事案ですが、一般的に、情報漏えい事案の大半は人的ミスに起因すると言われており、上記日本年金機構の情報流出事案においても、職員の内規違反等の人的要因が原因の一つであると指摘されています。裁判所としても、物理的、技術的な情報セキュリティ対策に加えて、人的要因に対する方策を尽くすことが非常に重要と考えており、個々の職員に対して情報セキュリティの重要性を意識付けるため、あらゆる機会を捉えて根気強く、粘り強く指導を繰り返していくことが必要であると考えています。

具体的には、情報セキュリティ研修、情報処理研修等の研修において、情報セキュリティに関する基礎知識や最新動向を説明するとともに、実際に起こった情報セキュリティインシデントや情報セキュリティポリシー違反を題材にした班別討議などを実施す

ることで、職員一人一人に情報セキュリティポリシーを遵守することの重要性を実感させ、情報セキュリティインシデント発生時の対応スキルや各庁における効果的な情報セキュリティ教育・周知に必要な知識・意識を身に付けてもらえるような取組をしています。また、高地家裁の情報化関連業務担当部署とも連携して、これまでのとおり、毎年実施している情報セキュリティ対策の自己点検、情報セキュリティ監査、標的型メール攻撃訓練、情報セキュリティ対策の教育等の機会を利用して、職員の情報セキュリティに関する意識を引き続き高めていきたいと考えています。

### 3 裁判所の統計について

裁判所の裁判統計数値は、毎年8月頃、司法統計年報（民事・行政編115表、刑事編85表、家事編70表、少年編41表）として刊行したり、裁判所のウェブサイト上に、毎月の月報報告に基づく速報数値を掲載したりするほか、国会や政府機関、マスコミ等からの照会を受けて、個別に回答することも少なくありません。これらの統計数値は、全ての司法行政における基本資料となるものですので、数値が不正確であった場合、適切な裁判運営の検討や裁判所の人的、物的な施策を誤ってしまうおそれがありますし、国会や政府機関等に不正確な数値を提供した場合には、裁判所組織への信頼性に関わる重大問題となり得るばかりでなく、法案審議に大きく影響を与える可能性もあります。人事訴訟を含めた民事第一審事件や行政第一審事件の裁判事件票の「上訴の有無」欄の統計報告の誤りが積み重なったことに起因して、「裁判の迅速化に係る検証に関する報告書」において公表していた数値と実際の数値が大きく異なることが明らかになったため、同報告書記載の数値を訂正しなければならなかったことは、御記憶の方も多いと思います。

また、そこまでの大きな誤りでなくても、統計数値としての性質上、厳密な正確性が求められますので、ある所で、1件でも誤った数値を報告するようなことがあれば、裁判所として公表している全国数値の訂正が必要になります。その意味で、たった1人の職員の不注意又は統計事務への理解不足が裁判所組織全体としての誤りにつながるといった緊張感をもって、統計に関する事務処理に当たることが必要かと考えています。

情報政策課に報告される裁判統計には、類型的に比較的多く見られる誤りといったもののが存在します。具体的には、事件票の作成漏れ等に起因して統計月報の既済件数と事件票の数に不一致が生じている、裁判統計上の未済件数と事件簿上の未済件数が一致していないといったものが見受けられますが、このほかにも特に注意してほしいポイントについては、統計システムのダウンロードページに掲載している「裁判統計における参考資料（月報・年表・事件票）」にまとめています。また、実際に誤りが判明した場合には、最近では、MINTASの「終局年月日」欄の入力漏れに対し、当該欄には実際に入力した日の年月日を入力し、「備考」欄に正しい終局年月日を入力した事案、

MINTASの「ちょう用印紙額」欄に誤った金額を入力した事案など、必要に応じて、注意喚起の事務連絡も発出しているところです。

ところが、現状では、これらの注意喚起等にもかかわらず、毎月多くの誤った報告がされており、また、統計年表についても、毎年、月報と年表との間及び年表間で合致すべき数値に齟齬があるなどの誤りが多数あるため、その修正に時間を要し、速やかな数値公表に支障が生じています。統計報告の際は、裁判統計報告書（月報・年表、事件票）の作成要領のほか、前記の資料や事務連絡も参考にし、適時かつ正確な統計報告を心掛けてください。

